

高エネルギー加速器研究機構
平成 17 年 4 月 1 日
改正 平成 19 年 6 月 22 日
改正 平成 21 年 3 月 31 日
改正 平成 22 年 6 月 24 日

水 泳 プ ー ル 利 用 心 得

- 1 「水泳プール」を利用できる者は、本機構職員及び共同利用者及びその家族等とする。
- 2 利用者は、次により所定の手続きを経るものとする。
 - (1) その日の最初の利用者は、インフォメーションセンターに備付けの「鍵授受簿」に署名の上、「鍵」、「PHS」及び「プール使用簿」を受けとり、これを「水泳プール」所定の場所に保管すること。
 - (2) プールの監視は、監視台から利用者が交代で行うものとする。
プール監視者がいない場合には利用を中止する。
 - (3) その日の最後のプール監視者は、「水泳プール」入口を施錠し、インフォメーションセンターに「鍵」、「PHS」及び「プール使用簿」を返却すること。
- 3 利用者は必ず「水泳プール」入口に備付けの「プール使用簿」に所定の事項を記入すること。
- 4 プール監視者は次の事項を責任を持っておこなわなければならない。
 - (1) 「水泳プール」開錠後、直ちに水温の測定を行い「プール使用簿」所定の欄に記入する。
 - (2) 水質汚濁等水泳に不相当と考えられる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日においては、直ちに総務部人事労務課福利厚生室に連絡をとって必要な指示を受け、土曜日、日曜日及び祝日においてはプール監視者が、自らの判断において直ちに利用を中止させること。
 - (3) 利用者のうち「水泳プール利用心得」に違反するものを発見した場合は、直ちに適切な措置を講ずること。
 - (4) 事故防止等に必要な場合、適切かつ迅速な措置を講ずること。
- 5 利用者は、次の事項を厳守すること。
 - (1) 利用は、できるだけ2人以上の組をつくり、相互の安全に努めること。
 - (2) 健康な者であっても常に健康及び衛生面を考慮し、安全な水泳に心がけること。
 - (3) 利用者は、プール監視者の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
 - (4) プールの給・排水設備、マンホールのふた及び給・排水口のスクリーンには一切ふれないこと。
 - (5) 「水泳プール」には土足で入場しないこと。

- (6) 利用者は、清潔な水着を着用すること。
- (7) 伝染病及びその他疾病のある者は利用しないこと。
- (8) 利用前にはシャワーを十分浴び身体を洗うこと。
- (9) 準備運動を行うこと。
- (10) 「水泳プール」には、メガネ等けがのもとになるものは持ちこまないこと。
- (11) たん及びつばきを吐く時は、オーバーフローで行うこと。
- (12) 利用後にはシャワーを浴びるだけでなく、うがい及び洗眼を行うこと。
- (13) 施設を管理する者の指示に従うこと。
- (14) 他人の迷惑になるような行為は慎むこと。

6 事故等が発生した場合は、プール監視者は速やかにインフォメーションセンター等に連絡をとる等適切な措置をとること。

7 「水泳プール」を利用できる時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 12:00～13:00及び17:15～19:00

土曜日、日曜日及び祝日 10:00～19:00

8 「水泳プール」の概要は次のとおりである。

長さ50m

